

# 大阪府・市町村分権協議会 協議結果とりまとめ 概要

「大阪発“地方分権改革”の推進に向けて」

## 趣 旨

- 府から市町村への分権について検討するために、府と市長会、町村長会が共同で設置している「大阪府・市町村分権協議会」における協議結果を取りまとめたもの
- これを踏まえ、府においては新たな事務移譲制度を具体的に設計
- 市町村に対しても、大きな方針として、さらなる事務移譲に取り組むことを求めるもの

## 移譲対象事務と進め方

- 平成 22 年度からの概ね 3 年間で、府内全市町村（政令市・中核市・特例市を除く）に「特例市並みの事務権限」を移譲すべき〔102 事務・新規移譲は約 1,300 条項〕
- 移譲対象とする事務は、市町村の規模等で差をつけるべきでないが、移譲の進め方については、各市町村の実情に十分配慮することが必要

## 移譲を進めるための新たな仕組み

### 1 財政措置

- 現行制度の検証と改善
  - ・ 現在、移譲された事務の処理に要する経費については、府の事業費をもとに、市町村における処理件数に応じて算出した交付金が交付されているが、その現行の算定方法について改善を検討すること
  - ・ その際には、客観的指標に基づく算定方法や、処理件数にかかわらず必要となる固定的経費を措置する方法など、実態に即した手法の導入を検討すべき

#### 【現行の移譲事務交付金の算出方法】

- ① 経常的経費にかかる交付金  
府の事業費（人件費＋事務費－手数料収入）をもとに事務 1 件あたりの単価を算出し、市町村の処理件数に応じて交付
- ② 初期的経費にかかる交付金  
移譲に伴う準備等に必要の初期的経費に対して交付
- ③ パッケージ移譲交付金  
事務パッケージを処理するための準備に要する経費として交付
  - ・ パッケージ移譲交付金Ⅰ：パッケージの区分に応じ、25～100 万円を交付
  - ・ パッケージ移譲交付金Ⅱ：府が市町村から研修生を受け入れた場合に、研修生の人件費の一部を交付

- 新たな財政支援の仕組み  
短期間に大幅な事務の受け入れに向け、市町村においては、組織体制の整備や人材育成などの費用が集中的に発生
  - ⇒ 市町村の事務権限受け入れに取り組む意欲を高めるために、受け入れる事務の数や難易度等に着目し、期限を設けて、財政面で支援していく仕組みを導入すべき

## 2 人的支援

- 従来の人的支援手法（府職員の派遣、市町村職員研修生の受け入れ）について、派遣期間など実施手法の弾力化を検討すべき〔現行：原則2年・人件費市町村負担〕
- 加えて、市町村との人事交流や市町村サポートチーム（仮称）による支援、府OB職員の活用など、新たな人的支援策を導入すべき

### 【今後の検討方向】

職員派遣の弾力化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 府職員派遣について、派遣期間を弾力的に運用するなど、市町村の実情に応じた活用が可能な制度となるよう検討すべき</li> <li>● 移譲に伴い必要となるノウハウや技術力を市町村職員に提供し、市町村の人材育成を図る観点から、府職員派遣に係る市町村の負担を軽減することを検討すべき</li> </ul>
市町村との人事交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 移譲を円滑に進めるため、事務移譲後の府職員と市町村職員の相互交流を検討すべき</li> </ul>
市町村サポートチーム(仮称)による支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 移譲に伴い必要となるノウハウや技術を提供するため、行政分野（福祉、環境、まちづくり他）ごとに「市町村サポートチーム(仮称)」を組織し、複数市町村に派遣（随時、府から出張）することを検討すべき</li> </ul>
再任用職員を活用した支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現行の府再任用制度を活用し、希望職員を庁内関係各部局（各課）から市町村に派遣（府から出張）することを検討すべき</li> </ul>
府職員の市町村への身分移管	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 経験豊富な職員を即戦力で雇用することが可能となるよう、市町村からの要請に基づき、一定の経験・知識を持つ府職員の市町村への身分移管について検討すべき</li> </ul>

## 3 合併や広域的な連携の推進

自主的な市町村合併の推進をはじめ、市町村間での事務の委託や、既存の一部事務組合を活用した広域的な連携による事務処理体制の整備を検討すべき

【広域的な連携体制の例】： 役割分担型、集約型、既存の一部事務組合活用型

### 計画的な事務移譲の推進

- 府と市町村が共同で、市町村ごとの『権限移譲実施計画』（仮称）を策定し、これに基づいて計画的に移譲を進めるべき
- 計画の策定時や事務引継ぎ時はもちろん、事務移譲後も、府は市町村をサポートしていくことが必要

### 今後の予定

4月中 市長会・町村長会で「とりまとめ」を了承  
 4～5月 府において新制度を創設、移譲計画モデルの作成  
 ⇒ 移譲計画の策定に向け、各市町村との協議  
 9月まで 移譲計画の策定 ⇒ 個別事務の移譲の具体化

### 【参考】大阪府・市町村分権協議会について

- ・ 府から市町村への分権に関する共同検討等を目的として、平成8年に府と市長会、町村長会が共同で設置
- ・ 委員は、大阪府(市町村課長)及び市長会・町村長会の推薦する者（現在12名）